

津地域産業活性化基本計画

1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特色と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特色について)

[産業の特徴とこれまでの取組]

当地域は県庁所在地であることから、都市機能の集積が見られ、国・県の行政機関が数多く立地しているほか、国内の様々な産業に係る本店、支店、営業所、事務所が多数立地しており、産業別に見ると三重県内の他地域と比較して、第三次産業の比率が高い傾向を示している。

第二次産業としては、平成 21 年（2009 年）の「統計でみる三重の産業」（三重県政策部統計室）によると、製造業事業所数（従業員 4 人以上）については 445、製造品出荷額では 8,775 億円となっており、三重県内の事業所数の 10.6%、製造品出荷額の 9.4%を占めている。

同統計の製造業の内訳としては、製造品出荷額ベースで見ると、電子部品 3,197 億円（約 36.4%）がもっとも多く、次いで輸送機械 1,407 億円（約 16.0%）、食料品 757 億円（約 8.63%）、金属製品 745 億円（約 8.49%）となっており、最も出荷額が多い電子部品が全体の三分の一強を占めている。また、これらの地域内の関連する企業数は、製造業全体のうち約 4 割を占める集積率である。

さらに最近では、市内に拠点を置く企業だけではなく、四日市市、鈴鹿市及び亀山市等の周辺地域で進みつつある新エネルギー産業や情報機器関連産業、次世代自動車関連産業と関連する企業の立地が当地域において進みつつある。

津市の産業は、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、輸送用機械製造業等、様々な産業が立地・集積しており、さらに前段でも述べた企業の立地動向に関連して、プラスチック製品製造業や窯業・土石製品製造業についても立地が進みつつある。この 2 つの産業における生産プロセスは、機械器具製造業や電子部品・デバイス・電子回路製造業などの現場で活用されている技術との親和性が高く、技術の高度化に伴い高付加価値製品の製造が期待される。

一方、企業立地の受け皿としては、中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさいの 2 工業団地がある。中勢北部サイエンスシティは平成 23 年の春に追加分譲を開始しており、ニューファクトリーひさいについては再整備も終了し、産業集積に向けた大きな受け皿となっている。

なお、市内には、この他 16 箇所 of 工業団地があり 100 社程度の企業が立地しているが、これらの工業団地には、新たに企業が立地する余地はほとんどない。

また、津市としても、平成 18 年 10 月より市内の公的工業団地等に立地する企業に対して「用地取得費助成奨励金」、「企業立地奨励金」、「研究開発施設立地奨励金」、「外国企業事業

所開設準備奨励金」といった支援制度を用意するとともに、東京、大阪、名古屋において企業誘致に係る説明会を開催し、積極的な企業誘致活動を進めており、その成果は徐々に出てきているところである。

さらに、企業が経済のグローバル化、円高市場の影響を受ける中、区域内の立地・集積を目指すためには生産性の向上と産業の高度化を進める必要がある。その推進に寄与する取り組みとして、津地域をはじめ、三重県内で中小企業を中心とした企業間の連携体により、技術のすり合わせによる試作や生産現場への技術導入が行われている。

(表1)

項目	単位	津地域	三重県	構成比	調査年
面積	k m ²	711	5,762	12.3%	H21
人口	人	287,352	1,862,575	15.4%	H21
製造品出荷額等	億円	8,775	93,746	9.4%	H21
付加価値額	億円	3,511	23,168	15.2%	H21
事業所数	所数	445	4,188	10.6%	H21
従業者数	人	20,904	190,014	11.0%	H21

県勢要覧より

面積

H21.10.4 国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」及び総務省自治行政局「全国市町村要覧」

人口

H21.10.4 県統計室「三重県年齢別人口調査結果」

製造品出荷額等

付加価値額

事業所数

従業者数

} 平成21年工業統計調査 (H21.12.31 現在)

〔インフラの特徴〕

○鉄道路線

J R 東海の紀勢本線、名松線、近畿日本鉄道の大阪線と名古屋線、第3セクターの伊勢鉄道があり、大阪から約1時間30分程度、名古屋から1時間弱（近畿日本鉄道利用）でアクセスできるなど、近畿圏・東海圏の結節点となっている。

○自動車道路網

主要幹線道路は、伊勢自動車道、中勢バイパス、国道23号（南北）、国道163号、国道165号（東西）があり、三重県外へのアクセス、市内循環を容易にしている。

アクセスは、大阪まで約2時間（名阪国道、西名阪自動車道）、名古屋まで約1時間（東名阪自動車道）となっている。

また、平成20年2月に、東名阪自動車道（亀山JCT）から名神高速道路（大津JCT）を連絡する新名神高速道路が開通し、滋賀県へのアクセスが容易になったことから大阪・京都方面への利便性が高まった。

○海外・海上アクセス

「津なぎさまち」が平成17年2月に開港し、中部国際空港まで高速船により45分となっている。本高速船は1日13往復となっており、港から市内へは連絡バスで10分となっている。

また、重要港湾津松阪港があり、国内・海外との物資流出入拠点となっている。

○工業用水

区域内には、中伊勢工業用水道が敷設されており、一日当たり33,000 m³の給水能力がある。また、中勢北部サイエンスシティ域内へは、北伊勢工業用水道から給水が行われている。

○通信インフラ

ケーブルテレビ網が市全域をカバーしており、ネット環境は充実している。

○教育機関

区域内には、工学部、生物資源学部、医学部を持つ総合大学・国立大学法人三重大学が立地。このほか、三重県立看護大学、市立三重短期大学、私立高田短期大学が立地している。

また、工業系の高等学校として、津工業高等学校が立地している。

○研究機関・産業支援機関

区域内には、企業ニーズに対応する試験研究施設・機器の開放や情報の提供により、企業への支援を行っている三重県工業研究所、新産業の創出育成、既存産業の経営革新の促進等を行っている産業支援機関として、(公財)三重県産業支援センターが立地している。

(目指す産業集積の概要について)

[産業集積の構造転換]

国内市場の縮小や、企業活動のグローバル化が進む中、企業は大きな転換期を迎えている。特に輸出産業においては円高の影響やアジア諸国の追い上げにより、利益の確保が難しくなり生産拠点の海外移転が進み始めている。そのような中で長期にわたって競争力を確保しながら、産業集積を高めていくためには、外資系企業の誘致も視野に入れた企業立地活動に継続的に取り組む一方、企業の生産性の向上、技術の高度化、企業間交流によるイノベーションを誘発し、知識集約型産業に産業構造を転換していくことが不可欠となっている。このため、地域関係者のコンセンサスの下、今後5年間で計画期間として、以下のような方向性に基づく産業集積を図る。

- (1) 中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさいの両工業団地ともに、これまで立地が進んでいる輸送用機械製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業及び電子部品・デバイス・電子回路製造業製造業等を中心とした製造業の投資促進だけでなく、現在伸びつつある情報端末やリチウム電池等成長産業へ部品供給を行っている金属製品製造業、プラスチック製品製造業及び窯業・土石製品製造業についても新たに新規立地や二次投資の促進を図り、付加価値額の増大を進めていく。

(2) 同時に、ものづくりの基盤技術を担う中堅・中小の製造業を強化するため、地域の中小企業者にとって競争力強化の源泉となり得る資源（技術）の発掘、活用に取り組む一方、産学官連携を促進させるとともに企業の海外展開を支援することにより、強い国際競争力を有する産業の集積・形成を図り、当地域の産業を一層強固な構造へと発展させる。

(3) 上記産業の集積・発展を進めていくため、中勢北部サイエンスシティ内にある「あかつピア」及びオフィスアルカディアの利活用を図りつつ、中勢北部サイエンスシティの研究開発拠点化並びに同地における知識集約型産業への転換を図るため、三重大学や公設試験研究機関・産業支援機関等との連携を深める。また、開発製品の製造拠点として、ニューファクトリーひさいとの連携を図る。

(4) それぞれ異なる得意技術をもつ中小企業が連携して研究開発や販路開拓を目指す動きが出てきている。こうした企業連携体の動きは、地域内連携にとどまらず、ローカルtoローカルの輪を広げて全国的なネットワークの形成にまで拡大しつつある。

このような県内の技術高度化に取り組む企業連携体の活用により生産現場等への自動化・制御技術の導入を進め中小企業の生産性の向上並びに製品の高付加価値化を進めるとともに、企業の有する自動化・制御要素技術の一層の高度化を進め、成長分野産業への参入を図る。

また、国際的に自由貿易化の流れが強い中、これから生産性の向上が必須となる他産業への自動化・制御技術の導入などを目指していく。

(5) 成長著しいアジア地域経済に向けて積極的に投資を行う外資系企業に対し、アジアの拠点化を目指して積極的な誘致を行う。

加えて、アジア拠点化に向けた政府の動きをとらえ、中部地域における輸送機器関連産業ヘルスケア関連産業の国際拠点化を推進するため、国内外の産業クラスター等との交流促進、外資系企業や国際展示会・会議体の誘致活動及び販路開拓、人材養成等に取り組む。

(6) 今後成長が期待される航空宇宙関連産業について、航空宇宙関連産業の集積地である中部地域は連携して、更なる関連産業の集積と高度化を目指し、「中部地域航空宇宙産業集積活性化ビジョン」を策定したところである。また、中部地域の基幹産業として今後成長が見込まれる次世代自動車関連産業及び医療・福祉機器等ヘルスケア関連産業について、中部地域は連携して、更なる関連産業の集積と高度化を目指し、それぞれ「中部地域次世代自動車関連産業集積活性化ビジョン」、「中部地域ヘルスケア関連産業集積活性化ビジョン」を策定したところである。

航空宇宙関連産業では、使用される部品の品質基準が厳しいことから、その生産工程において高度な加工・制御技術が用いられ、また次世代自動車関連産業では、軽量化、エネルギーロス等の低減に向けて、新たな素材・加工技術や効率的な電動・電装部品等が求められているところであり、ヘルスケア関連産業では、医療、福祉、健康づくり多様なニーズに対する課題解決に加工・制御技術が寄与している。

そして、これらの産業は津地域の集積業種との技術的な関連性が高いことから、ビジョン

による取組を活用して企業連携、人材育成に取り組むとともに、県内他地域や近隣県にまたがる広域的な航空宇宙関連産業や次世代自動車関連産業及びヘルスケア関連産業の集積・高度化を推進する。また、その効果は、従来から立地している産業だけではなく、県内に広がってきている環境・エネルギー関連産業への部品・素材供給まで広がることが期待される。

(7) 広域災害発生時において、地域経済への影響が特に大きいことが想定される輸送機器関連産業における防災・減災対策を目的とし、地域連携BCPにかかる人材養成、普及啓発等により「災害に強いものづくり中部」の構築を目指す。

(8) 平成 24 年 7 月 25 日、三重県が提案したライフィノベーションの推進を図る地域活性化総合特区「みえライフィノベーション総合特区」が国の指定を受けたところである。

当地域においても、県や研究開発支援拠点「みえライフィノベーション推進センター(MieLIP)」とも連携し、医療・健康・福祉分野での新しい価値を生み出すよう、関連産業の集積、活性化に取り組む。


[産学交流・人材育成の中核施設としてのあかつピアの活用]

地域の産業構造転換を進めるための産学官（企業、三重大学、㈱三重TLO、公設試や、技術高度化に取り組む企業連携体等）の交流の場や、自動化・制御技術の高度化並びに技術導入のための講習など人材育成を行う施設として中勢北部サイエンスシティの中核施設であるあかつピアを積極的に活用し、中勢北部サイエンスシティを中心とした研究開発の交流拠点としていく。

(2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率
集積区域における集積業種全体の付加価値額	2,921 億円	3,067 億円	+5%

(3) 目標達成に向けたスケジュール

取組事項 (取組を行う者)	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
①企業立地促進条例に基づく立地促進事業	○平成 18 年 10 月より、市内公的団地等に立地する企業に対して、初期投資軽減のため、固定資産税相当額の交付等の支援策を実施。平成 24 年度から改正条例として実施（津市）				
	 実施				

②中勢北部サイエンスシティ第二期分譲	<p>○中勢北部サイエンスシティの追加造成（21h a）部分の分譲を開始。（津市土地開発公社）</p> <p style="text-align: center;">●—————→ 実施</p>
③三重大学等との事業連携	<p>○三重大学と市内企業の連携を促進するため、市が三重大学と連携して、企業ニーズの把握と大学シーズとのマッチングを図る。（三重大学、津市）</p> <p style="text-align: center;">●—————→ 実施</p>
④企業間連携体の活用	<p>○三重県内に展開している企業間連携体を活用し、区域内の企業の技術の高度化、生産現場の自動化を推進する。（企業）</p> <p style="text-align: center;">●—————→ 実施</p>
⑤人材育成事業	<p>○自動化・制御要素技術の高度化に不可欠な機械要素、アクチュエーター、組込ソフト等の各要素技術について総合的に学ぶ「システム制御基礎講座（仮称）」を実施する。（三重県、津市）</p> <p style="text-align: center;">●—————→ 実施</p> <p>○中部地域次世代自動車関連産業集積活性化ビジョンに基づいて実施される人材育成事業、セミナー等を活用する。（企業、三重県、津市）</p> <p style="text-align: center;">●—————→ 実施</p> <p>○中部地域航空宇宙関連産業集積活性化ビジョンに基づいて（社）中部航空宇宙技術センターにより実施される人材育成事業、セミナー等を活用する。（企業、三重県、津市）</p> <p style="text-align: center;">●—————→ 実施</p>
⑥企業の海外展開に対する支援	<p>○海外展開拠点の創出等、海外展開に向けたハードルを下げる仕組みを構築する。（三重県）</p> <p style="text-align: center;">●—————→ 実施</p> <p>○海外見本市等への県内企業の参加促進等により、海外市場に対して県内企業と県の魅力を発信する。（三重県、津市）</p> <p style="text-align: center;">●—————→ 実施</p>

2 集積区域として設定する区域

<p>（区域）</p> <p>津市</p>

設定する区域は、平成 23 年 4 月 1 日現在における行政区画により表示したものである。
ただし、集積区域は、以下の地域を除くものとする。

- ・自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に規定する自然公園地域
- ・自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域（但し、当該地域には該当区域なし）
- ・鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）に規定する鳥獣保護区
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）に規定する生息地等保護区等の環境保全上重要な地域（但し、当該地域には該当区域なし）
- ・環境省指定の特定植物群落

（集積区域の可住地面積）

当地域の可住地面積は以下のとおりである。

（表 2）

集積地区の可住地面積

津市	29,037 ha
----	-----------

*H22. 10. 1 総務省（H22. 10. 1 国勢調査結果に基づく）

（各市町村が集積区域に指定されている理由）

平成 18 年 1 月 1 日、10ヶ市町村（2市6町2村）が合併し、津市が誕生した。

合併をした地域は、旧藩政時代、大部分が藤堂藩（津藩、久居藩）に属し、歴史的につながりの強い地域であり、近年においても、広域行政の取組みについて結びつきが強い地域である。

3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

（区域）

中勢北部サイエンスシティ 津市あのかつ台 1 丁目 1-1~3、5~7

（分譲面積 計 58.82ha）

5-1~2

6-1~5、7

7-1

あのかつ台 2 丁目 1-1~4

2-1~6、8~10

あのかつ台 4 丁目 1-1~3

2-1~5

3-1~5

5-1~4

	6-1~11、23
	7-1~11、23~24
	8-1~8
	あのつ台5丁目 1-1~9
	2-1~4
ニューファクトリーひさい 津市森町字下大谷	5000-2~3、8
(分譲面積 計 46.91ha)	5001-3~4、6、8
	5003-2~6
	5004-1~3
	5007-2~3
	5008-2~5、10~11、14
	5009-2~7、13~18
津市戸木町字梶岡	8500-2~4
	8501-6~7
津市戸木町字長裕	8502-2~3
	8503-2~3
津市戸木町字機の前	8504-2
設定する区域は、平成23年4月1日現在における地番により表示したものである。	

4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工場立地法の特例措置を実施しようとする区域)
 当計画においては、実施しない。
 上記のとおり、重点的に企業立地を図るべき区域を定めるが、当該地域の周辺には森林もあり、ことにニューファクトリーひさい工業団地は“環境にも配慮した工業団地”をコンセプトにしていること等から、工場立地法の特例措置の適用については、今後、本計画を進めていく中、住民及び関係者の十分な同意を得たうえで実施するものとする。

5 集積業種として指定する業種（以下「指定集積業種」という。）

(1) 業種名

(業種名又は産業名)
 津地域における指定業種は「先端産業基幹部品・素材及び自動化・制御関連産業」とする。
 (日本標準産業分類上の業種名)
 18 プラスチック製品製造業

- 21 窯業・土石製品製造業
- 24 金属製品製造業
- 25 はん用機械器具製造業
- 26 生産用機械器具製造業
- 27 業務用機械器具製造業
- 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- 29 電気機械器具製造業
- 31 輸送用機械器具製造業

(表3)

津地域において指定集積業種が占める地域の割合

業種	事業所数	割合	従業者数	割合	製造品出荷額等 (億円)	割合	付加価値額 (億円)	割合
プラスチック製品	38	8.5%	1,209	5.8%	237	2.7%	105	3.0%
窯業・土石	26	5.8%	986	4.7%	246	2.8%	160	4.6%
金属製品	57	12.8%	2,578	12.3%	745	8.5%	220	6.3%
はん用機械	13	2.9%	766	3.7%	240	2.7%	78	2.2%
生産用機械	33	7.4%	691	3.3%	498	5.7%	584	16.6%
業務用機械	2	0.4%	13	0.1%	—	—	—	—
電子部品・デバイス	11	2.5%	3,049	14.6%	3,197	36.4%	196	5.6%
電気機械	22	4.9%	1,999	9.6%	505	5.8%	114	3.2%
輸送用機械	36	8.1%	2,691	12.9%	1,407	16.0%	228	6.5%

平成21年工業統計より

(2) (1) の業種を指定した理由

津市地域の産業集積の特徴は、電気・機械関連の産業（電気機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、輸送用機械器具製造業）から部品産業（金属製品製造業、プラスチック製品製造業、窯業・土石製品製造業）まで幅広く立地している点である。これらの産業間においては、自動化・制御関連産業の技術力向上が、部品産業の加工技術の高度化、生産性向上につながることから、そうした連携を深めることで新しい技術、製品を生み出す素地を整えることにより、成長が見込まれる環境・エネルギー関連産業への展開も期待される等、将来的に新しい産業への参入も視野に入れることができる。

6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値（平成 28 年度）
指定集積業種の企業立地件数（5 年累計）	5 件
指定集積業種の製品出荷額等（2016 年度）	672 億円（+9. 5%）
指定集積業種の新規雇用創出件数（5 年累計）	1, 121 人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の事業のための施設の整備（既存の施設の活用を含む。）、高度な知識又は技術を有する人材の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施する者及び当該事業の内容

（産業用共用施設の整備等に関する事項）

中勢北部サイエンスシティ内にある「あのとピア」は、同地域の研究開発機能の核として整備されたものであることから、市内研究機関との連携による活用を図り、本施設における産学連携・産産連携を推進するとともに、様々な企業と研究者が集う施設としていく。

（人材の育成・確保に関する事項） P 5 の（3）⑤関連

「あのとピア」を企業や研究者が集う場所として活用を図る中、企業の技術力向上に資する研修やセミナーの開催により、人材育成や交流の場としての活用に努めていく。

市、県、（公財）三重県産業支援センターが連携し、技術開発人材や技能者の育成に取り組む。また、研究人材の育成については、（公財）三重県産業支援センターが実施する事業を活用する。

三重大学の卒業生の市内企業への就職促進を図るため、市と三重大学による市内企業紹介などを進めていくほか、国、経済団体等と連携することにより、地域の実情に応じた雇用支援に取り組み、未就労者の就労機会の確保を図る。

市や津商工会議所による、創業講座や経営相談が実施されており、今後も本事業による創業支援や中小・小規模企業の経営改善と創業・経営革新を図って行く。

（技術支援等に関する事項）

（1）（公財）三重県産業支援センターによる中小企業支援

（公財）三重県産業支援センターが市内に立地しており、新技術の開発、新分野の開発や新分野への進出などに取り組む中小企業に対する支援（OB 人材を活用した技術支援等）を強化する。

（2）三重県工業研究所による技術支援

三重県工業研究所が市内に立地しており、公設試験研究として、国の研究開発事業等を活用しながら、企業や大学等との共同研究を行うとともに、中小企業等の課題解決支援のための技術アドバイス、技術提供等の総合的な手段を用いた課題解決を図る。

（3）（株）三重TLOによる産学連携支援

（株）三重TLOが市内に立地しており、三重県内の大学等の研究シーズを活用した産学連携の推進を進めていく。

(その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)

1) 中勢北部サイエンスシティの追加造成 P5の(3)②関連

平成23年度から、中勢北部サイエンスシティの追加造成を行った区画について、分譲を開始している。

2) 産業の集積及び活性化に向けたネットワーク構築

産業の集積及び活性化を進めるためには、国内外からの知恵と知識を呼び込むネットワークの構築が重要となる。

そのため、アドバイザリーボードの設置により知恵の集約に取り組む一方、国内外の企業、三重大学との連携を図りつつ、海外研究機関の誘致などによりネットワークを拡大していく。

3) 企業が海外展開に挑戦しやすい環境整備 P5の(3)⑥関連

県ゆかりの海外展開済み企業によるネットワークを構築するとともに、海外の自治体や研究機関等との連携づくりや連携強化に取り組む。

また、アジア地域に企業の海外展開をサポートする拠点を創設する。

4) 津市の支援制度 P5の(3)①関連

① 用地取得助成奨励金

内 容	用地取得費相当額を一定の割合で交付
交付額	用地取得費相当額の20/100を5年間で分割交付(限度額3億円)
対象施設	産業業務施設等(産業業務施設、工場または研究開発施設)
対象者	産業業務施設等を立地する事業者 (ニューファクトリーひさい工業団地については、原則として製造業の工場に併設される場合に限る)
交付要件	中勢北部サイエンスシティまたはニューファクトリーひさい工業団地において、9,000平方メートル以上の土地を取得し、かつ常時雇用する従業員の数が10人以上
備 考	産業業務施設・・・事務所など 工場等・・・製造、物流事業等に供される施設

②企業立地奨励金

内 容	産業業務施設や工場等の固定資産税相当額の交付	
交付額	産業業務施設または工場等の立地のために所得した、土地、家屋及び償却資産に対する固定資産税相当額に次の割合を乗じて得た額	
	初年度 100/100、2年度 75/100、	3年間 100/100

	3年度 50/100		
対象施設	産業業務施設	工場等（特定産業以外）	工場等（特定産業）
対象者	全ての事業者	中小企業	大企業
対象地域	中勢北部サイエンスシティ	市内の特定地域 (公的工業団地、工業専用地域、工場適地等)	
交付要件	投下固定資産額が1億円以上かつ常時雇用する従業員の数が5人以上	大企業者 <新設> 投下固定資産額が5億円以上かつ常時雇用する従業員の数が20人以上 <増設> 投下固定資産額が2億円以上かつ常時雇用する従業員の数が10人以上 中小企業者 <新設又は移設> 投下固定資産額が1億円以上かつ常時雇用する従業員の数が10人以上 <増設> 投下固定資産額が5,000万円以上かつ常時雇用する従業員の数が5人以上	<新設または移設> 投下固定資産額が1億円以上かつ常時雇用する従業員の数が10人以上 <増設> 投下固定資産額が5,000万円以上かつ常時雇用する従業員の数が5人以上

※特定産業 指定集積業種（プラスチック製品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業）

③研究開発施設立地奨励金

内容	研究開発施設の固定資産税相当額の交付
交付額	研究開発施設の土地、家屋及び償却資産に対する固定資産相当

	額に次の割合を乗じて得た額。 初年度から 3 年間 100/100
対象施設	研究開発施設
対象地域	市内の特定地域 (公的工業団地、工業専用地域、工場適地等)
対象要件	投下固定資産額が1億円以上かつ常時雇用する従業員の数が5人以上

ただし、①用地取得費助成奨励金と②企業立地奨励金、または③研究開発施設立地奨励金においては重複して交付しないことが条件となります

④外国企業事業所開設準備奨励金

内 容	中勢北部サイエンスシティ中核支援施設あかつピアの賃借料の交付
交付額	あかつピアの賃貸オフィス賃借料3か月分(限度額100万円)
対象者	外国企業
交付要件	中勢北部サイエンスシティまたはニューファクトリーひさい工業団地に新しく産業業務施設等を立地する外国企業で、かつ準備のためあかつピア他(市長が認めたもの)を新たに賃借すること。(ニューファクトリーひさい工業団地については原則として製造業の工場に限る)

5) 三重県の支援制度

①成長産業立地補助金(三重県)

クリーンエネルギー、ライフイノベーション等の成長産業及び高度部材産業の工場の立地に補助を行う。

対象者	<u>製造業のうち、クリーンエネルギー関連、ライフイノベーション関連、食品関連、高度部材関連の業種に属する工場、その他の事業所を設置する者</u>
要件	① <u>操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額が5億円以上であること</u> ② <u>操業開始時点で常用雇用者が10名(県内操業企業は5名)以上増加すること</u> ③ <u>操業開始後3年間操業を維持し、②の要件を維持すること</u>
補助金額	<u>補助対象にかかる投下償却資産額の10%(高度部材産業は12%)</u>
限度額	5億円
その他	・平成27年度までの時限措置

・マイレージ制度（注）の適用あり

（注）補助金の投資要件に満たない投資でも、投資を積み上げることにより要件を満たした場合（最大6年間）は、各補助金の申請が可能となる制度（以下同じ）

②マザー工場型拠点立地補助金（三重県）

マザー工場化を進める企業の投資に補助を行う。

対象者	製造業の工場、その他の事業所を設置する者で、マザー工場化を図る者
要件	①操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額が5億円以上であること ②操業開始時点で常用雇用者が10名（県内操業企業は5名）以上増加すること ③操業開始後3年間操業を維持し、②の要件を維持すること
補助金額	設備支援型：建物、機械設備等、補助対象となる投下償却資産額の15% 雇用支援型：7,500万円（定額）
限度額	設備支援型：5億円 雇用支援型：7,500万円
その他	・平成27年度までの時限措置 ・マイレージ制度の適用あり

③研究開発等立地補助金（三重県）

研究開発施設又は試験認証機関の立地に補助を行う。

対象者	研究開発施設又は試験認証機関を設置する者
要件	①操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額が2億円以上であること ②操業開始後3年間操業を維持すること
補助金額	建物、機械設備等、補助対象となる投下償却資産額の10%
限度額	5億円
その他	・平成27年度までの時限措置 ・マイレージ制度の適用あり

④外資系企業アジア拠点立地補助金（三重県）

外資系企業による工場等の立地に補助を行う。

対象者	外資系企業で、工場、事業所を新設する者
要件	①操業開始時点で建物・機械設備等、投下償却資産額が5億円以上であること ②操業開始時点で常用雇用者が10名（県内操業企業は5名）

	以上増加すること ③操業開始後3年間操業を維持し、②の要件を維持すること
補助金額	建物、機械設備等、補助対象となる投下償却資産額の20%
限度額	5億円
その他	・平成27年度までの時限措置 ・マイレージ制度の適用あり

⑤みえ産業振興戦略関連資金（三重県）

中小企業が行う、ものづくりの維持・強化、サービス産業の育成・強化を金融面から支援する。

対象者	みえ産業振興戦略に係る知事承認を受けた中小企業（企業立地促進法、三重県企業立地促進条例に基づき、県内での立地計画について県の認定を受けた事業者）
資金使途	設備資金・研究開発資金
融資限度額	1億円
融資利率	1.75%
保証料率	0.45～1.05%
融資期間	設備15年以内（据置1年以内）、運転資金7年以内
融資方式	証書貸付
返済方式	元金均等月賦返済
担保・保証人	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる

⑥環境・防災対策等促進資金（三重県）

環境対策や防災対策等活動に取り組む中小企業者に金融の円滑化を図る。

	防災対策扱い
対象者	①建築物の耐震診断、補強計画、耐震改修設計及び事業継続計画（BCP）を策定する中小企業者又は組合 ②建築物の耐震補強、機械等の転倒防止、浸水を防ぐ事務所等のかさ上げ等防災対策を行う中小企業者又は組合
資金使途	①運転資金 ②設備資金
融資限度額	①500万円 ②5,000万円
融資利率	1.55%（三重県信用保証協会の保証を付さない場合は1.60%）
保証料率	0.45～1.50%
融資期間	①5年以内 ②10年以内

融資方式	証書貸付
返済方式	元金均等月賦返済
担保・保証人	取扱金融機関及び保証協会の定めるところによる

8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

(環境保全に関する事項)

今後の企業立地対象地区である、中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさい工業団地での立地については、津市と環境保全に関する協定を締結し、企業に対して公害防止対策の措置、緑化の推進及び環境マネジメント導入の推進等を行い、環境保全に取り組むように求めている。

特に、公害防止対策については、設置される施設に応じて大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭などの項目について排出基準を盛り込み、これを遵守するように求めている。

中勢北部サイエンスシティ及びニューファクトリーひさいの両団地については、開発前に環境影響評価を実施しており、当該手続きの中の地域住民への説明会等を通じて住民への理解が得られている。今後も引き続き、住民への理解が深められるよう努めていく。

(犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保に関する事項)

①犯罪及び事故の防止に配慮した施設の整備と管理

犯罪及び事故の防止を図るため、周囲からの見通しを確保した施設の配置、歩道と車道の分離、防犯カメラや防犯灯等の設置などに住民の理解を得ながら努める。

②地域における防犯活動への協力

事業者等は、地域住民等が行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する自主的な活動に積極的に参加するほか、活動に必要な情報、物品、場所等を提供するなどの協力を住民の理解を得ながら行う。

③犯罪捜査への協力等

事業者等は、事件・事故発生時における警察への連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を行うとともに、企業立地を通じた産業の集積に伴い新たに必要となる警察活動に要する経費を措置する。

④暴力団等の排除

暴力団等反社会的勢力を排除するとともに、同勢力からの様々な要求には応じない。

⑤外国人の不法就労の防止

事業者が外国人を雇用しようとする際には、適法な就労を確保するよう事業者や自治体において資格の確認を行うなどの必要な措置をとるとともに、就労者に対して日本の法制度、習慣等について指導を行う。

9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が農用地等として利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

該当なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から平成28年度末日までとする。

